S25.6.7

昭和24(れ)1890

実際の判決書 (決定書)	ウェブサイト	頁	行
本部総裁 <u>か</u> 定める	本部総裁 <u>が</u> 定める	1	9
規定しその第一号	規定し <u>た</u> その第一号	1	10
定めること <u>か</u> できる旨	定めること <u>が</u> できる旨	1	19
石炭等 <u>か</u> 戦後産業の	石炭等 <u>が</u> 戦後産業の	2	8
ものである、そして	ものである <u></u> そして	2	13
公団か拠棄した	公団が拠棄した	2	21
窃盗行為 <u>か</u> 成立	窃盗行為 <u>が</u> 成立	3	5
原判決 <u>か</u> 判示第一事実と	原判決 <u>が</u> 判示第一事実と	3	7
ものであり、刑法一八条は	ものであり刑法一八条は	3	15
規定である <u>か</u> 右罰則規定は	規定である <u>が</u> 右罰則規定は	3	15
完納すること <u>か</u> できない	完納すること <u>が</u> できない	3	17
留置せられる、財産のある者	留置せられる財産のある者	3	21
た <u>た</u> 罰金刑では	た <u>だ</u> 罰金刑では	4	16
過 <u>き</u> ないのである	過 <u>ぎ</u> ないのである	4	16
必然的に生 <u>す</u> る	必然的に生 <u>ず</u> る	4	19
生 <u>す</u> る	生 <u>ず</u> る	5	1
<u>巳</u> むを得ない	<u>己</u> むを得ない	5	5
反するものとは <u>い</u> いえない	反するものとはいえない	5	6